

資料 9 給水装置台帳の写しの交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、給水装置台帳の写しの交付を要求する者（以下「要求者」という。）に対し、給水装置台帳の写しの交付するために、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において「給水装置台帳」とは、給水装置工事竣工図及び添付資料をいう。

(給水装置台帳の交付)

第 3 条 要求者が給水装置台帳の写しの交付を要求する場合は、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に、給水装置台帳の閲覧・写しの交付申込書（様式 28 号）（以下「申込書」という。）を提出し、併せて給水装置の所有者又は使用者であることを示す書類等を提示又は提出しなければならない。ただし、要求者が市、県又は国の実施機関である場合は、この限りでない。

2 市長は、申込書に不備がないと認めるときは、要求者に対し、給水装置台帳の写しを交付できる。ただし、要求者が給水装置所有者又は使用者でない場合は、申込書の同意書欄に給水装置所有者又は使用者の署名・押印が確認できる場合に限り、給水装置台帳の写しを交付することができるものとする。

3 要求者に交付する給水装置台帳をもって給水装置台帳写しの交付承諾書に代えるものとする。

(情報開示)

第 4 条 要求者が提出した申込書の同意者が不明又は錯誤している場合は、市長は要求者に対し給水装置所有者情報を開示できるものとする。

2 前項に規定する開示できる給水装置所有者情報は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 給水装置所有者の氏名

(2) 給水装置所有者の住所

3 前項第 2 号に規定する給水装置所有者の住所は、給水装置台帳に記載している住所に限るものとする。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 14 日から施行する。